

**「都内観光促進事業」（もっとTokyo）**  
**【都内在住証明】・【本人確認】・【年齢確認（子供）】のための**  
**身分証明書等一覧**

※有効期限が切れているものは不可となります。

※以下の書類のうちいずれかについて、参加者全員分の確認が必要です。

※以下の書類の確認ができない場合は、助成対象となりません。

※本人確認は、「予防接種済証等」又は「検査結果通知書」の確認と併せて行うものです（同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の子どもは除く）。

ご不明な点はお問い合わせください。

【確認書類】	注意点等
健康保険被保険者証	
後期高齢者医療被保険証	
国民健康保険高齢受給者証	※発行元が行政(自治体)のもの
運転免許証	※転居の場合は現住所記載のある裏面の確認も必要です。
運転経歴証明書	※平成24年（2012年）4月1日以降に発行されたもののみ有効
マイナンバーカード（表面）	※「裏面（マイナンバー記載面）」のコピーは違法です。 絶対にコピーしないでください（参加者から受取ること不可）。
住民票	※旅行催行日から起算して3か月以内に発行されたもの。 ※マイナンバー（個人番号）の記載があるものは不可。
住民基本台帳カード	
介護保険被保険者証	
小児医療証	※記載されている保護者についても、在住証明として使用可能です。
障害者手帳	
その他現住所の記載がある 国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書	